

# 大和郡山市認知症対応型共同生活介護整備事業者募集要項

本市では、第9期介護保険事業計画に基づき、令和7年度中に整備する「認知症対応型共同生活介護」の整備事業者を下記のとおり公募します。

希望される法人は、本要項の趣旨及び関係法令等を十分ご理解の上、ご応募いただきますようお願いいたします。

## 1 公募内容

認知症対応型共同生活介護

新設 1事業所（2ユニット 定員18人）

整備対象地域 大和郡山市内全域

## 2 選定方法

公募型プロポーザル（令和7年1月中下旬に実施予定）により、応募者から1事業者を選定します。

## 3 応募の条件

### (1) 応募者となる法人の資格要件

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号又は同法第115条の12第2項各号に該当しないこと。

イ 応募者の役員等（就任予定者を含む）に大和郡山市暴力団排除条例（平成23年12月大和郡山市条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者がいないこと。

ウ この募集要項の公表日において国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び大和郡山市税の滞納がないこと（納めるべき大和郡山市税がない場合は、滞納がないものとみなす。）を証する納税証明書を提出できること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。

オ 大和郡山市の指名停止期間中でないこと。なお、この募集要項の公表日から選定事業者として決定を受けた日の前日までに指名停止措置を受けた場合は、応募資格を失うものとする。

### (2) 施設整備の条件等

ア 整備の規模は、2ユニット定員18人とし、市内全域を対象とすること。

イ 施設整備計画は、大和郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月大和郡山市条例第17号）等の規定及びこの要項に沿ったものであること。

ウ 令和8年3月31日までに事業指定を受け、同年4月1日までに開設すること。

整備完了および供用開始の期限は変更しません。あらかじめご了解の上、応募を検討してください。

エ 敷地土地が自己所有地でない場合は、借地等により確実に利用が確保できると見込まれること。

オ 整備資金の借入れ又は寄付による調達については、あらかじめ相手方と協議の上、確実に調達可能な金額をもって資金計画を立てていること。

### (3) 計画施設の立地条件

ア 整備予定地は、都市計画区域区分、農振農用地の該当の有無、農地転用の有無及び埋蔵文化財包蔵地の該当の有無などに照らし、施設整備の支障となる要素がない土地であること。そうした要素がある場合にあつては、あらかじめ関係機関と協議の上、そうした支障が除かれる目途が立っていること。

- イ 整備予定地が土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域（浸水深1メートル以上）でないこと。
- ウ 整備計画について、あらかじめ整備予定地の隣接地権者、地元自治会代表者等と協議を行い、同意を得るよう努めること。

#### (4) 注意事項

- ア 本市において選定された整備事業計画については、本市から、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱等の規定に基づき、奈良県に対して補助金の交付を申請しますが、本市において整備事業者として選定された場合であっても、必ずしも、補助金の交付を約束するものではありません。奈良県において補助事業として採択された場合、当市に交付される補助金の額を上限として、選定事業者に対して補助金を交付するものですが、奈良県において採択されなかった場合で、なお整備を進めようとする事業者は、自己資金において整備事業費を確保しなければならないことにご留意いただき、補助金の利用を希望する場合は、十分に検討したうえで、応募してください。  
ただし、応募の際の資金計画等においては、補助金を見込んで算定してください。  
また、いかなる場合においても、応募に伴う全ての経費については、応募者の負担となります。
- イ 提出期限経過後は、計画の変更は認めません。ただし、本市の指導による変更は除きます。
- ウ 提出後の応募者の権利譲渡は認めません。
- エ 提出書類は、奈良県の方針又は大和郡山市情報公開条例の規定等に基づき公開する場合があります。
- オ 同一土地に対して複数の整備計画が提出された場合、事前に当該応募者に調整を求めます。この場合において、調整が整わない場合は、原則として当該応募者全員を選定の対象外とします。
- カ 選定された法人が計画を中止又は辞退する場合は、速やかにその旨を届け出てください。なお、中止又は辞退した法人は、次の応募において、減点の対象となる場合があります（奈良県において補助事業に採択されなかった場合は除きます）。
- キ 選定後の定員その他整備計画の主要部分の変更は認めません。
- ク 本市において整備要望事業に選定された認知症対応型共同生活介護の整備事業計画が、奈良県において補助事業に採択されなかったことにより、整備事業が実施されなかった場合にあっては、市長は、第9期介護保険事業計画期間を通じ、引き続き当該整備事業計画をもって補助申請を行うことができるものとします。ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。
  - a 当該整備事業計画又はその事業者が、大和郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月大和郡山市条例第17号）等の規定又は奈良県が定める **(A)奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱**、**(B)奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱**、本要項、その他の関係規定に照らし、整備事業計画又はその事業者に適しないと認められる事実が判明した場合
  - b 当該整備事業計画の内容等に照らし、奈良県において補助事業として採択の見込みがない、又は採択される可能性が著しく低いと認められるに至った場合
  - c 当該整備事業計画の評価にかかる主要な要素について変更を要することとなった場合
  - d その他、当該整備事業計画をもって奈良県に上申することが、大和郡山市第9期介護保険事業計画推進の支障となると認められる場合

#### 4 応募書類の提出

- ※ 書類の作成は、必ず **(a)認知症対応型共同生活介護整備事業者募集要項**（※この書類）及び **(b)認知症対応型共同生活介護整備事業者の公募について** に沿って行ってください。

##### (1) 提出期限 令和6年12月18日（水）16時まで

※ ただし、提出受付は土曜、日曜、祝日を除く、10時から16時までです。

また、担当者が不在の際は受付できません。必ず、お電話にて事前連絡のうえ、持参してください。

(2) 提出書類

- ・ ①認知症対応型共同生活介護整備事業応募書（様式第1号）
- ・ ②介護保険の規定に関する誓約書（様式第2号）  
※参考資料：（d）介護保険法（抜粋・第78条の2第2項・第115条の12第2項）
- ・ ③大和郡山市暴力団排除条例に関する誓約書（様式第3号）
- ・ 法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの）
- ・ 定款
- ・ 国税及び地方税の納税証明書（法人税、法人住民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の直近分）

5 その他の審査書類の提出

(1) 提出期限 令和6年12月25日（水）16時まで

※ **ただし、提出受付は土曜、日曜、祝日を除く、10時から16時までです。**

**また、担当者が不在の際は受付できません。必ず、お電話にて事前連絡のうえ、持参してください。**

(2) 提出部数 10部（正本1、副本（正本のコピー）9部）

(3) 提出書類 下記順番に綴ったものを1セットとし、正副10部提出してください。

- ・ ④整備事業応募法人に関する調書（様式第4号）
- ・ 法人の直近3年分の決算報告書の写し※正本のみ
- ・ ⑤整備事業に関する調書（様式第5号）
- ・ 位置図（計画値周辺図）
- ・ 建設予定地測量図のコピー（※なければ省略可）
- ・ 建設予定地の土地の全部事項証明書（全頁コピーも可）
- ・ 建設予定地の土地について、事業用地としての利用が確保されていることがわかる書類（賃貸借契約書の写し等）※登記名義人が応募者以外の者である場合に限る。
- ・ 計画概要がわかる平面図・立面図・建物等配置図  
（平面図には、各部屋の用途・面積を明記のこと）  
（配置図には、駐車場の台数を明記のこと）
- ・ 現況写真（東西南北4方向から撮影のこと。なお、前面道路の状況がわかる写真を含めること。）
- ・ 応募者の預金残高証明書  
（応募者が現在法人でない場合は、資金状況が確認できる預金残高証明書）  
※ 残高証明の日は、提出前2ヶ月以内であること。  
※ 預金が複数ある場合は、証明の日は同一日とすること。  
※ 事業費・財源のうち自己資金を確保できることが証明できるものであること。  
自己資金の額が預金の額の合計を超える場合は、当該超える金額を保有していることを称する書類を併せて添付してください。
- ・ 寄附予定者からの寄附確約書  
※ 資金計画に寄附による事業資金が計上されている場合に限る。  
※ 寄附予定者が法人の場合は、定款および寄附決定に係る議事録の写しを添付
- ・ 寄附予定者の預金残高証明書  
※ 資金計画に寄附による事業資金が計上されている場合に限る。  
※ 預金残高証明書は、寄附予定額を確保できることが証明できるものであること。  
寄附予定額が、添付の寄附予定者の預金残高証明書記載の預金の額の合計を超える場合は当該超える金額を寄附予定者が別途保有していることを証明する書類の添付が必要です。  
※ 証明日については上欄に同じ。

- ・ 融資実行予定者からの融資確約書
  - ※ 金融機関以外の者から融資を受ける場合に限る。
- ・ 融資実行予定者の預金残高証明書
  - ※ 金融機関以外の者から融資を受ける場合に限る。
- ・ 金融機関との打合せ記録
  - ※ 独立行政法人福祉医療機構から融資を受ける場合を含む。
- ・ ⑥事業運営体制に関する調書（様式第6号）

エ その他の資料

事業者選定に係る評価の指標を次のとおり参考に掲載します：(c)評価（認知症対応型共同生活介護）

7 受付場所

大和郡山市役所 福祉部 介護福祉課（窓口番号51番）  
〒639-1198  
奈良県大和郡山市北郡山町248番地4  
電話 0743-53-1659（直通）

8 補助金について

認知症対応型共同生活介護整備事業に係る補助金は、(A)奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱及び(B)奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱に基づき算定されます。ただし、本市において整備要望事業に選定された場合であっても、必ずしも補助金の交付を約束するものではありません。本市において選定された整備事業計画については、本市から、上記奈良県要綱の規定に基づき、奈良県に対して補助金の交付を申請します。奈良県において補助事業として採択された場合、当市に交付される補助金の額を上限として、(g)大和郡山市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱及び(h)大和郡山市施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、選定事業者に対して補助金を交付するものですが、奈良県において採択されなかった場合で、なお整備を進めようとする事業者は、自己資金において整備事業費を確保しなければなりません。

なお、補助金は、予算の範囲内で交付するものです。県及び市が当該補助金を予算化できなかった場合は、事業者への交付はありませんので、資金計画等については十分にご留意ください。

9 災害レッドゾーン・災害イエローゾーンにおける注意事項

- ※ 整備予定地が、災害レッドゾーン及び災害イエローゾーン（浸水深1メートル以上）にかかっている場合は、選定対象外とします。
- ※ 整備予定地が、災害イエローゾーン（浸水深1メートル未満）にかかっている場合は、原則、補助の対象となりません。ただし、次に掲げる場合には補助の対象となる場合もあります。
  - 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
  - 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

10 質疑について（質問書の受付について）

この要項について疑義のある方は、下記の要領により、質問書を提出してください（電話や口頭による質問、所定の様式によらない質問、提出期限後の質問は受け付けません）。

なお、次のようなご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

- ・ 事業者の選定に係る審査方法・審査経過等に関するご質問
- ・ 応募状況等に関するご質問
- ・ 整備事業に直接関係のないご質問
- ・ その他、応募者間の公平性や、適正な審査を損なう恐れのある事項に関するご質問

また、質問ならびに回答の内容が、広く応募者に公表すべきと当方が判断したときは、質問ならびに回答を市ホームページに掲載し、又は他の応募者に対して通知する場合がありますので、ご理解のうえ質問書を提出してください。

(1) 提出方法 別添質問書を、ファクシミリ又は電子メールにて提出してください。

質問書書式：(f)質問書（認知症対応型共同生活介護）

ファックス番号 0743-53-1049（代）

電子メール [kaigo@city.yamatokoriyama.lg.jp](mailto:kaigo@city.yamatokoriyama.lg.jp)

※送付後にお電話にて送達の確認をいただきますようお願いいたします。

電話番号 0743-53-1659（直通）

(2) 提出期限 令和6年11月29日（金） 16時（必着）

(3) 回答方法 原則として質問とそれに対する回答を市ホームページに掲載する方法にて回答します。

※ 質問の内容等により、提出ファクシミリ記載のご担当者宛ファクシミリ又は電子メールにて回答する場合があります。回答は、質問書受付から概ね7日以内に行います。

## 11 今後のスケジュール（予定）

認知症対応型共同生活介護整備事業に係る審査のスケジュール（予定）は次のとおりです。

11月15日（金）	公募開始
11月29日（金）	質問書の提出締切
12月18日（水）	応募締切
12月25日（水）	審査書類提出期限
翌1月中下旬	プロポーザル方式による選考会の実施
翌1月中下旬	事業者の選定
	審査結果の公表・参加者への結果通知

なお、上記日程は公募開始時点における予定であり、参加者数その他の条件により、変更する場合があります。

## 12 情報の更新について

この要領の修正その他、広く応募者にお知らせすべき事項が生じたときには、選定終了までの間、市ホームページ掲載情報の更新をもって、応募者への通知に代える場合があります。応募者におかれては、市ホームページを随時閲覧いただき、最新情報の取得を進めてください。